

令和6年2月27日

第2回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年2月27日(火) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員7名) 宮田委員 高橋委員 三本委員
坂本委員 森光委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (推進委員1名) 森田委員

5. 出席職員 (事務局4名) 岡田局長 坂本次長
徳永主幹 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	中西会長 只今から、令和6年第2回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 寒かったり暖かかったりしますが、出席いただきましてありがとうございます。慎重な審議をよろしくお願いいたします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は5番 三本委員、6番 坂本委員、よろしくお願いいたします。
議 長	中西会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	7番 古谷委員 現地確認しました。写真の通り倉庫が建っており問題ありません。
審 議	中西会長 皆さんから他にご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。 中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願について は、証

議 長	明書を交付することに決定します。 中西会長 続きまして、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について 番号１から番号４まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 番号１は、譲渡人が農地を相続しましたが、市外在住であり、農業に従事する予定はなく、現在は近くに住む母親が耕作・管理していますが、母親が高齢であるため、今後のために譲渡人の兄へと贈与するそうです。新規の方で、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間１５０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培すること、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号２は、祖父から孫への贈与です。経営面積はありませんが、現在も譲受人が野菜を栽培したり、草刈等をして高齢の祖父に代わり管理しています。保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間１６０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も野菜を栽培すること、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号３は、水稻、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と父母が年間３００日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は水稻を栽培すること、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号４は、新規の方で、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と夫が年間１５０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、クヌギを植栽して肥培管理し、１５年後に伐採してシイタケ菌を打って、ホダ木として販売すること、周辺の農地に影響はないと考えます。

議 長 意 見	以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。 14番 森光委員 番号1については、畑と田があり、畑にはミカンや柿等が植えられており、田は米を作った様子があります。問題ありません。 7番 古谷委員 番号2について、譲渡人の家に隣接した土地です。家庭菜園という形で作っており、家の隣なので現状で行きたいという事で祖父から孫に贈与するものであり、問題ありません。 11番 谷本委員 番号3ですが、ハウスをやっていた元所有者が亡くなって売却したいという事です。譲受人は横でハウスで茗荷を作っています。問題はありません。 8番 山口委員 申請地は薪の置き場に使用されており、周囲の農地も作っていない状態であり、問題ありません。 中西会長 皆さんから他にご意見がありましたら、お願いします。 3番 高橋委員 薪置き場であれば3条ではおかしいのではないのでしょうか。 坂本次長 現在薪が置かれているので、のけてもらうよう指導しています。また、シイタケ栽培するために植林するとの事ですが、申請代理人の行政書士が県に確認したところ、植林であれば山林になるが、肥培管理するのであれば農地として認められるとの事なので、3条での申請になっています。
-----------------------	--

審 議	中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号１から番号４について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第３１条、『委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』に該当しますので、８番 山口委員は退席をお願いします。 — 休憩 —
議 長	中西会長 再開します。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第３１条に該当）議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号１は、洋蘭、柑橘を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間３６０日、妻と子が年間３５０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き柑橘を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第３条第２項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長	中西会長 皆さんからご質問、ご意見はありませんか。
意 見	中西会長 ご存じのように譲受人は農業をされていますし、引き続いてみかんを作るとの事ですので問題はないと思います。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第 3 1 条に該当）は、許可することに決定いたします。審議が終わりましたので、8 番 山口委員には席に戻っていただきます。 — 休憩 —
議 長	中西会長 再開します。続きまして、議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永主幹 補足説明します。 農地の区分については、市町村役場、須崎市役所から 3 0 0 m 以内の農地であり第 3 種農地と判断され、転用が原則許可な農地となります。 申請地目は登記地目が畑、現況が畑となっております。 転用の目的は自己住宅建築であり、生まれ育った自宅の近接地であり、高齢の母親の介護にも便利で、高台で津波の心配も少ない当該地に自己住宅を建築するものであります。 資力及び信用については、土地整地費〇〇万円、建築費〇〇万円、合計〇〇万円を借入

議 長 意 見 議 長	金により整備する計画であり、金融機関の融資証見込み明書も提出されていることから、資力及び信用には問題ないと判断しています。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が許可日から令和6年10月30日となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。 計画面積の妥当性について、転用面積63㎡、実測の面積238.43㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。 造成計画については、切土、盛り土はありません。整地の計画は碎石敷きにより行います。 また排水計画については、家庭排水は浄化槽を経て市道側溝に放流します。雨水については、傾斜により市道の側溝に放流します。道路側溝への放流については支障ない旨を、須崎市建設課へ確認しています。 進入計画については、東側市道から、直接進入する計画です。 なお、周辺農地への影響については、申請地の北側畑、水路を挟み北西側畑にそれぞれ農地があり、所有者からの同意書も徴しており、問題ないものと判断します。 中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。 11番 谷本委員 現地は畑で、問題ありません。 12番 谷脇（裕）委員 申請面積に実測との差がありますが、これは何でしょうか。 徳永主幹 申請は登記上の面積を記載していますが、実測したところずれがあったとの事です。 3番 高橋委員 平成5年の分筆当時、分筆した土地は測量をしています、残地は測量していないので、台帳上この面積が残っていたという形になっています。申請地は残地なので測量がなく、台帳上の面積は確かじゃないのだと思います。 中西会長 他に何かご意見、ご質問等ございますか。
----------------------------------	--

審 議	中西会長 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようなので、議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請の審議について は、農地法第４条３項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします
議 長	中西会長 続きまして、議案第５号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【整理番号Ｒ５－３８から整理番号Ｒ５－４５について別冊をもとに朗読】
補足説明	北村主幹 補足説明をします。 整理番号Ｒ５－３８からＲ５－３９については、借受人は同一で、主たる経営作物は生姜で、構成員は２人、内２人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改正により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号では、農用地利用集積計画の内容が基本構想到に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると思います。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると思います。 整理番号Ｒ５－４０からＲ５－４５については、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構は、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると思います。 また、基本構想の第５の１（８）対象農地の所有権等を有する者の全ての同意についてですが、Ｒ５－４１はその存続期間が２０年を超えず、所有権等を有する者４名の内２名の同意が得られており、Ｒ５－４４についても、その存続期間が２０年を超えず、所有権等を有する者すべての同意が得られており、共に対象農地の２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていることから、この要件につきましても適合するものと考え

	ています。 以上により、今回の申請について、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、皆さんから何かございませんか。
審 議	中西会長 何もないければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	坂本次長 3月の活動記録簿について 徳永主幹 地域計画策定に向けての目標地図作成について
閉会宣言	中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第2回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時45分

その真正なることを証して署名する。

議 長

5 番

6 番